

議 長  
確認印

経済常任委員会会議録

1 日 時	開会 平成 29 年 4 月 20 日 13 : 30 閉会 平成 29 年 4 月 20 日 15 : 35
2 場 所	委員会室
3 出席委員	鈴木安次、小峰由久、小林達信、吉田克則、高縁 光、青砥與藏、大縄武夫
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	なし
6 職務出席者	議会事務局長 益子和憲、書記 松本静香
7 説明員	生活環境課長 白石憲男、上下水道係長 吉成真理子
8 付議事件	第 1 上下水道料金等の収納状況と対策
9 議事の経過	<p>副委員長（小峰由久委員）開会 委員長（鈴木安次委員）あいさつ 吉田（克）委員</p> <p>第 1 上下水道料金等の収納状況と対策</p> <p>委員長：生活環境課長に説明を求める。 白石生活環境課長が資料に基づき説明する。 委員長：水道料の未納状況について質疑はあるか。 吉田委員：民法では 2 年であるが、地方自治法第 236 条及び地方税法第 18 条では 5 年の時効となっている。5 年の時効に当てはまらないか。 上下水道係長：判例により民法を適用する。時効は 2 年であるが時効の援用により 2 年が過ぎても自動的に債権が消滅することはない。債務者に引き続き納付をお願いしている。 吉田委員：時効中断がしているのか。 生活環境課長：納付の意思がある限り古い料金から納めている。どうしても納付できない場合は条例により債権を放棄し不納欠損処分をしている。 委員長：不納欠損する場合の判断基準は。 上下水道係長：埜町上水道給水条例第 31 条（料金債権の放棄）第 1 項及び同条第 2 項により行っている。 吉田委員：不納欠損処分の年度別件数の者で、水道料金未収金 6 か月以上の者 24 件に同じ者が入っているのか。不納欠損しているのに未収金があるのはまずいのではないか。 生活環境課長：詳細については調査する。残っている可能性はある。年度ごとに不納欠損処分を行っているので、対象になっている者がいる可能性はある。区分の 5（開栓・停水、町内在住）、6（廃止・停水、転出・死亡等）に在る可能性がある。使用しながら欠損した者はいない。 委員長：複数の場合か一か所でもその可能性はあるのか。 生活環境課長：例えば 19 年、20 年、21 年分があった場合、期限が到達した 19 年分は不納欠損処分するが 20 年、21 年分はまだ期限が到達しないため残っている可能性もある。3 年間まとめて不納欠損処分するのではなく、28 年度から遡って 5 年前以前のものを欠損処分対象としてい</p>

る。

委員長：不納欠損とならないように古い方から納入させているのか。

生活環境課長：そのとおりです。

吉田委員：不納欠損された者に給水しているのは問題であると思うが、そういうケースはあるのか。

生活環境課長：未納者が新たに給水申し込みをされる場合は、納入されてから給水することとしているので、そういう事案は基本的にはない。

吉田委員：納付意思の確認とは、どのような方法で確認をしているのか。

上下水道係長：納付誓約書を記載してもらうことを基本としているが、口頭による場合もある。滞納状況の交渉記録を残している。

吉田委員：納付の意思確認は年に何回ぐらいしているのか。

上下水道係長：毎月滞納整理と合わせて行っている。回数としては個人ごとによって違う。

吉田委員：転出や死亡している者への対応はどうしているのか。

生活環境課長：区分6の8件については、納付の確認がとる手段がない。死亡している方で相続関係が不明なものは確認を取りようがない。いずれ時効となると思われる。

上下水道係長：転出先の住所がわかっている場合は、督促状を出しているがそれだけでは納入されない。近い場合（郡内や石川郡など）は出向いて徴収している。遠方の場合は、電話等で納付依頼をしている。

吉田委員：不納欠損とならないように早めの対応が必要である。区分5（開栓・停水、町内在住）の説明欄の徴収停止の意味は徴収をやめることなのか。区分4, 5, 6の13件の未納状況について聞きたい。

生活環境課長：不納欠損とならないように戸別訪問や給水停止等を行っている。今後、裁判所からの督促を出してもらい、異議申し立てがなければ差押え等の手段を生活環境課として手続きを検討している。また、徴収条例の中で議決等の案件があるので、町長の専決でできるようなことを認めていただくことでスムーズな対応が可能となるのではと考えている。徴収停止については、請求をやめるという解釈でよい。徴収が困難と判断したものは整理していかないと、いつまでも不能債権が溜るだけになってしまう。徴収できるものは頑張って徴収し、どうしても徴収できないものは整理をしていく考えで整理をしていく。

上下水道係長：13件の未納の一番古いものは、平成24年で27年度までの分がある。

委員長：速やかな徴収のためには、差押え等が速やかにできるような埒町の下水道も含めた徴収条例の制定が必要ではないかと思う。

小林委員：未納者のところに行っても会えないなら、夜討ち朝駆けをするしかない。朝7時ころは起きている。大変でも、朝に会って話をすべきである。平成24年度の179万1,590円不納欠損処分3件の内訳と欠損処分の理由は。

生活環境課長：1件は32,850円、2件目は1,715,030円、3件目は43,710円である。理由は給水条例の第31条第1項を適用し、債権の時効後すでに10年経過していたため不納欠損処分を行った。

委員長：つぎに農業集落排水使用料滞納状況について質疑はあるか。

吉田委員：区分4（休止・廃止）の順次納付中の意味、また1件は一人なのか納付書1枚なのか。

生活環境課長：1件とは一世帯である。この世帯は以前は住んでいたが、アパートに引越したが前に住んでいた分を古いものから納入している状況である。

上下水道係長：その場所は現在使用されていない。

委員長：納付が滞っている地区は、4地区でどこが多いのか。

上下水道係長：台宿地区が多い。常豊地区、伊香地区は多くない。区分2の9件は、現年分が未納となると給水停止となるため、現年分を納入し水道料と統合前の集排料金が未納となっておりなかなか納入されない状況である。

委員長：古いものは不納欠損に限りなく近づいているということか。

生活環境課長：支払う意思があるということで、不納欠損とはならない。

吉田委員：納付は古い順からではないのか。古物からでないとき効となってしまうのではないのか。1件当たりの滞納額は10万円位なのか確認を願う。

上下水道係長：水道料と統合してからのものは、滞納すると給水停止となるので優先としている。その他に古いものを納入してもらっている。一人あたりの金額は人によってバラつきがある。多い人で246,000円、少ない人で20,000円となっている。

生活環境課長：現在の納付書は、水道料と下水道料金の合計で賦課している。水道料だけを納付し残りを古い下水道料金に振り替えることはシステム上できない。

吉田委員：古い使用料未納金額は本人に知らせているのか。

上下水道係長：本人に滞納額の総額を示して、毎月納入する金額を提示した誓約書をもっている。

吉田委員：毎月提示しているのか。納付書がないと納められないと思う。

上下水道係長：誓約した金額分の納付書を個人ごとに作成し渡している。

吉田委員：不納欠損処分があまりないよということである。

小林委員：未納者は払える状況なのか、本当に払えない状況なのか。強制的にやるしかないのでは。

生活環境課長：ケースバイケースである。中にはなぜ納めないのかという方もいる。裁判所からの支払い督促は他町村を見ると効果があると聞いている。水道だけではなく町全体で債権の管理条例のようなもので取り組めるような検討をしていかななくてはと思っている。

大縄委員：ここに記載されている者は、常に未納する者なのか。

生活環境課長：そのような方もいるが、ケースバイケースである。中には本当に困窮している者もいる。

青砥委員：水道料金と集落排水使用料の一戸当たり平均金額はどのくらい。

生活環境課長：水道料金は2か月で6,000円から7,000円位、下水道料金はそれよりちょっと高い  
委員長：納付誓約書の時効は何年なのか。

生活環境課長：誓約書を書いて納付された最後の日から時効の日まで。納付がされれば期間が伸びる。誓約書の期間からは何年というのではない。

青砥委員：資産がある人はどの程度いるのか。資産がない人からは取れない。

生活環境課長：調査権がない。現時点では答えられない。

青砥委員：持家かどうかを聞いている。

生活環境課長：大半は持ち家である。中には資産がない方もいる。

青砥委員：持家ならば回収は可能ということと理解してよいか。

生活環境課長：半分くらいは回収可能である。

委員長：休憩する。

委員長：再開する。

委員長：つぎに下水道使用料滞納状況について質疑はあるか。

委員長：平成 27 年度の不納欠損処分 10 件金額が多いが、内訳は。

生活環境課長：27 年度 10 件のうち一番金額が多いのは 268,000 円で平成 18 年から 21 年までの分である。

大縄委員：不納欠損後は納めているのか。

上下水道係長：時効成立しているものについて不納欠損処分したが、それ以降のものは毎月納めている。

生活環境課長：不納欠損処分するに当たり、監査委員から時効成立している債権等は整理をしていくよう指摘を受けていたため、回収不能な使用料は平成 27 年度に初めて不納欠損処分を行った。

委員長：滞納繰越額の金額は、それを踏まえてまだ残っているということなのか。

上下水道係長：時効の中断をしているものが残っている。

生活環境課長：時効が成立していないものが残っている金額である。

小林委員：不納欠損処分をしたにもかかわらず、また同一人が残っているのか。

上下水道係長：不納欠損した時点で、これより多い額が残っている。

生活環境課長：A さんの 268,000 円はトータルで 500,000 円あった内の裁判をしても勝てない分（時効成立している分）について不納欠損処分した。

小林委員：水道料金の滞納者といっしょなのか。

上下水道係長：水道料金は、遅れているが納入はされているので水道料金の未納者には含まれていない。

生活環境課長：水道料金と下水道料金を合わせて請求するようにしたことは効果があったと思う。

青砥委員：下水道の平均金額はいくらくらいなのか。

生活環境課長：1 か月 3,000 円から 4,000 円位である。4 人家族で年間で 3 万円から 4 万円位である。

委員長：平成 28 年度末で 2,074,000 円は何人くらいなのか。金額の多い人はどのくらいか。

生活環境課長：25 件である。

上下水道係長：一番多い人で 273,000 円、次に 248,000 円である。100,000 円までならない人が多い。

委員長：つぎに下水道受益者負担金滞納の状況について質疑はあるか。

生活環境課長：下水道受益者負担金は加入するための分担金である。

委員長：分担金の額はいくらか。

上下水道係長：標準的な額が 366,000 円で、賦課されて 1 年目に納入されると 180,000 円の報

獎金を出しているので実質 186,000 円になる。報奨金が受けられる期間の 3 年が過ぎているため、満額 (366,000 円) となりトータルの滞納額が大きくなっている。

委員長：滞納額は 38 件で 13,193,000 円となっている。

生活環境課長：1 件あたり 366,000 円のため金額が大きくなっている。

委員長：差し押さえはできるのか

生活環境課長：受益者負担金は強制徴収公債権であるため、差し押さえ等できるものであったが当時、納入の働きかけで終わっていた。今現在は時効となり強制徴収できないため、不納欠損処分した。

小林委員：受益者負担金を滞納している者で、下水道につないでいる者はいるのか。

上下水道係長：負担金を賦課された受益者が、その土地を売却して所有者が変わっているが、受益者負担金は元の受益者に賦課されるものなので元の受益者が分納により納入して状況でまだ全額納入されていない 1 件がある。

委員長：不能欠損処分 3 件の状況及び内訳について。

生活環境課長：A さんは 24 年 3 月時点で時効により債権消滅となっている、B さんは 23 年 2 月に消滅している。C さんは 23 年 2 月に時効成立している。

委員長：これは町内の人なのか。

生活環境課長：A さん、C さんは町内在住。B さんは町内から町外の方に譲渡した物件である。

大縄委員：滞納の 38 件はアパート経営が多いのか。

上下水道係長：アパートも数件ある。

吉田委員：受益者負担金とは、下水道を使用するための負担金なのか。下水道を使用しないでも納入するものなのか。

上下水道係長：集落排水とは異なり、下水道のエリア内に建物のある宅地に供用開始時に賦課される。下水道の恩恵を受けられる区域に建物があるだけで接続しなくてもかかることになっている。負担金は納期中であれば土地と合わせて権利を譲ることができるが、納期が過ぎたものは権利が移っていかない。例えば滞納繰越分の内訳 D の中には、違う所有者になっている場合や建物を取壊している所も、すでに賦課されているので時効が到来しない限り消滅しない。

吉田委員：利用しない方になぜ負担金を賦課するのか。

生活環境課長：都市計画法で公共下水道を設置した場合の受益者負担金の賦課について決められている。なぜかは説明できない。法律に基づいた負担金である。都市計画地域の有利な恩恵を受けられることであり公平な負担をお願いするということ。

吉田委員：負担金を算出した基礎となる金額は何か。

生活環境課長：当時の建設事業費や農集排加入金等を勘案し算出した。それを基に条例で定めた。

吉田委員：配管はどこまでなのか。

生活環境課長：道路の本管から一番近い宅地内の宅内ますまで設置されている。

小峰委員：都市計画法で延滞金等の権利も決まっているのに実行しなかったのは、町が怠慢だったということになる。

小林委員：老人世帯で下水道に接続しなくてもいいのに、法律で決まっているのでマスをつけられ

てしまう。そういう方は大変である。不納欠損しても仕方がない。建物を買ったとき負担金が未納だったため払ったという事例がある。

生活環境課長：基本的には賦課された本人になるため、買った方には賦課されないはずなので後で調査します。

上下水道係長：納期が来ていなければ、次の方に後継できる。納期が過ぎている者は新たな方には請求されないで前の人のままになる。

小林委員：残ったものは不納欠損したほうがよい。

生活環境課長：一括で無理な場合は分割での納付もできる。そういう方もいるので、すべてが不納欠損処分にはならない。小峰委員の強制権がなかったのかということでは、今となっては遡ることができないので、今現在でできることをしていくしかない。全庁で債権処理をするような体制が必要と考える。

委員長：その他全体的に質疑はあるか。

小林委員：水道料金の不納欠損処分 24 年度の 3 件の 1 件について、今は給水しているのか。

上下水道係長：所有者が変わったので今は給水している。納入もしている。

生活環境課長：不納欠損は町としてもあまりしたくないが、徴収が無理なものは整理するよう監査委員からも指摘があったので整理をした。

大縄委員：滞納繰越額が減ってくるというのは不納欠損処分をしているからか。

生活環境課長：不納欠損しても単純に滞納額は減らない。新たに滞納が出ることもあるのでなかなか減らない。減額の要因は水道料金の納付書と統合して賦課したことが大きいと思う。また、職員の努力とみてもらいたい。

上下水道係長：毎月徴収に行っても 2 か月に 1 回 1,000 円位しか納入されない場合もある。

委員長：2 か月に 1 回 1,000 円でも時効消滅を防ぐ大きな意味がある。今後も条例の制定も含めた検討をしていく課題である。

上下水道係長：水道料金徴収事務手続きについて説明（給水停止までのスケジュール）

青砥委員：町単位ではほかの滞納もあわせて、必殺集金人的な集金専門部署を設置して集金を行う時期に来ている。

委員長：町は裏付けになる条例の制定が必要となる。

委員長：そのほかなければこれで閉じたい。

（説明員退席）

委員長：今日のまとめを行う。

委員長：不納欠損、滞納については今後も調査を続けていく。また、担当部署に叱咤激励をし議会としても頑張っていかななくてはならないと思う。

小林委員：強制的に徴収できるように条例を制定するべき。

委員長：これまで強制徴収公債権があったにもかかわらず執行できなかった。これを執行できるように条例を制定することにつける。

高縁委員：払える能力があっても払えない人、また失業等により全く払えない人がいる。条例の制定が必要と思う。

青砥委員：滞納が多いと地方交付税に影響する。不納欠損処分できるものは処分をする。新しい滞納はきちっと対応する。交付税の額も下がっているので統一した見解が必要である。

委員長：今後ますます高齢化になるので、大きな問題となってくる可能性がある。水道だけでなく事務調査を進めていきたい。

吉田委員：このことについては1回だけではなく何回か委員会で調査すべきである。

委員長：所管事務調査で詳細を調査していく。

小峰委員：水道を止めることは生存権にかかわる等の法律問題もある。徴収できないから止めるとなるともっと上の法律にかかわってくると思う。

委員長：そのことも含めて条例を制定していくべきである。今後も引き続き検討していくことにする。

委員長：これで会議を終わる。

副委員長：閉会

埴町議会委員会条例第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

経済常任委員長